

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目 I. (1) ①)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	① 「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」等の文書の作成状況
評価の目的及び観点	審査の品質管理の基本原則を示す「品質ポリシー」、審査の品質向上のための取組及び組織・職員の役割を明らかにする「品質マニュアル」、並びに、その他品質管理のための具体的な手順を示す文書がきちんと作成されているかを評価し、審査の品質向上に向けた行動規範が文書化されていることを確認する。

実績又は現況	(品質ポリシー) A) 現在、商標審査が直面している課題を解決し、ブランドの保護育成及び消費活動の円滑化への貢献に向けて、商標審査の質を維持・向上するための品質管理の基本原則を示した「品質ポリシー」を2014年8月に策定し、公表している。
	(品質マニュアル) B) 商標審査に関する品質管理及びその実施体制からなる品質管理システムを文章化し、品質管理の統一的な実施を維持することを目的とした「商標審査の品質管理に関するマニュアル(品質マニュアル)」を2014年12月に策定し、公表している。 2015年度は、①2015年度の実施体制を反映させるため、及び、②品質マニュアルに記載された取組について品質ポリシーとの対応関係を明らかにするため、2015年6月と2016年1月に改訂を行い、これらを公表した。
	(その他品質管理のための具体的な手順を示す文書) C) 審査官が商標審査において従うべき各種指針として、「商標審査基準」や「商標審査便覧」が策定し、公表している。 新しいタイプの商標*の審査に対応するために、2015年3月に「商標審査基準」を改定し、審査を進め、2015年10月には、更なる審査運用の明確化を目的として「商標審査便覧」の改訂を行った。 さらに、「商標審査基準」について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにて、主に「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行い、2016年3月に改訂案をまとめた。
	* 動き商標、ホログラム商標、色彩のみからなる商標、音商標及び位置商標
	D) 商品・役務に関する審査についての指針としては、「類似商品・役務審査基準」や「商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表」を策定し、公表している。 2015年度は、2015年12月に「類似商品・役務審査基準」や「商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表」について、国際分類の版の改正に伴う改訂を行い、これらを公表した。
	E) 審査官が商標審査を行う際の手続において従うべき手順について文書としてまとめた「商標審査の進め方」が策定し、公表している。 2015年度は、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基いて統一感をもって作成できるよう拒絶理由通知書等を起案する際の留意点を追加する改訂を2016年2月に行い、これを公表した。
	F) 「面接・電話対応」の取組に対する具体的手順を示すものとして「面接ガイドライン」策定し、公表している。 2014年10月に面接要請があった場合、原則、一回は面接を受諾するものとして、その内容を改訂している。
	(文書の管理) G) 「品質ポリシー」、「品質マニュアル」、及びその他品質管理のための具体的な手順を示す文書であって特許庁が作成したものについては、随時利用可能に提供され、必要な更新が行われるなど、適切に管理している。

資料の所在	○品質ポリシー(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/policy.pdf
	○品質マニュアル(上記B関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/manual.pdf
	○商標審査基準(上記C関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syohyouyou kijun.htm
	○商標審査便覧(上記C関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syohyouyoubin.htm
	○類似商品・役務審査基準(上記C関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/ruiji kijun10.htm
	○商品・サービス国際分類表 アルファベット順一覧表(上記C関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/kokusai bunrui 10-2014.htm
	○面接ガイドライン(上記D関連) http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/syohyo.pdf

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅰ.(1)②)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか
	② 審査及び品質管理のための手続の明確性
評価の目的及び観点	審査及び品質管理に関わる職員に向け、誰が、いつ、何を行うべきかについて明確に定められているかを評価し、世界最高品質の審査の実現に向けた具体的な手続が定められていることを確認する。

実績又は現況	(審査の進め方) A) 商標審査官が商標審査を行う際の手続については、「商標審査基準」や「商標審査便覧」等において定められている。 新しいタイプの商標の審査に対応するために、2015年3月に「商標審査基準」を改訂し、審査を進め、2015年10月には、更なる審査運用の明確化を目的として商標審査便覧の改訂を行った。 さらに、「商標審査基準」について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにて、主に「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行い、2016年3月に改訂案をまとめた。 B) 審査官が商標審査を行う際の手続において従うべき手順について文書としてまとめた「商標審査の進め方」が作成され、それに基づき統一的な審査実務が行われている。 「商標審査の進め方」では、審査手順を「商標の認定」、「指定商品・指定役務に関する調査・検討」、「登録要件に関する調査・検討」、「不登録事由に関する調査・検討」、「拒絶理由通知」、「意見書・補正書が提出された場合の対応」及び「査定」に分け、各手順においてなされるべき事項や留意事項等が規定されている。 2015年度は、上記の審査手順について、特殊な商標登録出願に関する記載等を追加する改訂を2015年2月に行った。 C) 新たに起案書における記載漏れや記載内容のバラツキ等の改善を図り、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感をもって作成できるように、拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書を2016年2月に作成した。
	(品質管理) D) 商標審査に関する品質管理システム(品質管理及びその実施体制)の整備と実施については、「品質マニュアル」において、特許庁長官及び商標審査に関する事務をつかさどる審査業務部長が、これに対して責任を負うことが明記されている。 E) 「品質マニュアル」には、品質管理のための手順及び担当が、PDCAサイクル内の各項目について個別に記載されており、手順及び担当の詳細について参照すべき文書も明記されている。品質管理についての取組は、「品質マニュアル」及び参照すべき文書の記載に基づいて、実施されている。 2015年度は、「品質マニュアル」について、①2014年度末の実績を追加し、2015年度の実施体制を反映させるため及び②品質マニュアルに記載された取組について、品質ポリシーとの対応関係を明らかにするため、2015年6月と2016年1月に、2回、改訂を行い、これを公表した。 F) 「品質マニュアル」は、PDCAサイクルを、商標審査部門全体で回すサイクルと各審査室で回すサイクルの2つのレベルに分け、各レベルで行う取組と実施体制について説明している。さらに、出願人や代理人といった外部関係者の協力が、商標審査の質の向上に貢献しうること、外国庁との情報共有が商標審査の質の向上に貢献することが記載されている。品質マニュアルは、庁内で品質管理に携わる者のみが参照する文書とならぬよう、商標審査に関わる職員にとって有益で、商標制度のユーザーにも理解できる文書とするという方針のもとに作成している。 商標審査の質の継続的改善のためのサイクル(PDCAサイクル)概念図

資料の所在	○商標審査基準(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyou/kijun.htm
	○商標審査便覧(上記A関連) http://www.ipo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyoubin.htm
	○品質マニュアル(上記C, D, E関連) http://www.ipo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/manual.pdf

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅰ.(1)③)

評価項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか (1) 質の高い審査を実現するための方針・手続が整えられているか ③ 品質管理の基本原則等の制度ユーザーへの公表及び職員への周知												
評価の目的及び観点	・特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が海外を含む制度ユーザーに明確に示されているかを評価し、当該基本原則等との関係において審査の質を評価し得る状況となっていることを確認する。 ・また、特許庁が目指す審査の品質管理の基本原則等が職員に十分周知され、かつ理解されているかを評価し、職員がこれらに従った行動を取り得る状況となっていることを確認する。												
実績又は現況	(品質管理に関する方針・手続の公表状況) A)「品質ポリシー」は、特許庁ホームページを通じて公表されている。また、パンフレット(日本語版)を作成し、各企業や業界団体等のユーザーとの意見交換の場において配布している。さらに、英訳版についても、特許庁ホームページを通じて公表されており、パンフレット(英訳版)を作成し、国際会議や途上国からの研修生に対し配付することにより外部に対して周知を行っている。 B)2015年6月及び2016年1月に改訂した「品質マニュアル」は、特許庁ホームページを通じて公表され、英語版についても、11月に同ホームページを通じて公表した。いずれも、同ホームページの品質管理のページから容易に閲覧することができる。 (職員に対する周知状況) C)「品質ポリシー」は、2014年8月に策定し、商標審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。また、ポスターを庁内の審査室等に掲示して更なる向上を徹底している。 D)「品質マニュアル」は、2015年6月及び2016年1月に改訂し、審査に関わる全ての職員に周知され、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照することが可能である。 (職員向けの研修の実施状況) E)審査の質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組についての理解を深める観点から、職員向けの研修や全審査官向けの講義において、「品質ポリシー」及び「品質マニュアル」の内容や考え方について扱う研修を実施している。 2015年11月に新たに実施した全商標審査官向け講義は、理解度を高める観点から20名程度の少人数形式で実施し、講義後に理解度のチェックを実施した。 <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">2015年度実績</td> </tr> <tr> <td>・審査官補コース研修(新人対象)</td> <td>2015年 5月26日 8名受講</td> </tr> <tr> <td>・審査官コース研修(審査官補対象)</td> <td>2015年10月22日 5名受講</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2016年 1月28日 1名受講</td> </tr> <tr> <td>・審査系マネジメント能力研修(新任上席審査官対象)</td> <td>2015年11月16日 5名受講</td> </tr> <tr> <td>・商標審査の品質管理に関する講義</td> <td>2015年11月 64名受講</td> </tr> </table> (職員の理解状況の把握) F)上記E)の各研修及び講義の最後に、内容の理解度の確認及び研修内容の改善を目的としたアンケートを受講者全員を対象に実施しており、当該アンケートにおける5段階評価及び自由記載を通じて研修内容が着実に理解されているかどうかを把握している。	2015年度実績		・審査官補コース研修(新人対象)	2015年 5月26日 8名受講	・審査官コース研修(審査官補対象)	2015年10月22日 5名受講		2016年 1月28日 1名受講	・審査系マネジメント能力研修(新任上席審査官対象)	2015年11月16日 5名受講	・商標審査の品質管理に関する講義	2015年11月 64名受講
2015年度実績													
・審査官補コース研修(新人対象)	2015年 5月26日 8名受講												
・審査官コース研修(審査官補対象)	2015年10月22日 5名受講												
	2016年 1月28日 1名受講												
・審査系マネジメント能力研修(新任上席審査官対象)	2015年11月16日 5名受講												
・商標審査の品質管理に関する講義	2015年11月 64名受講												
資料の所在	○品質ポリシー(上記A, C関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/policy.pdf ○品質ポリシーパンフレット(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/hinshitsukanri/pamphlet.pdf ○品質ポリシー(英語)(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/trademark.pdf ○品質ポリシーパンフレット(英語)(上記A関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/quality_mgt/pamphlet.pdf ○品質マニュアル(上記B, D関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/pdf/shohyo/manual.pdf ○品質マニュアル(英語版)(上記B, D関連) http://www.jpo.go.jp/seido_e/quality_mgt/pdf/trademark_manual/manual.pdf												

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅰ.(2)④)

評価項目名	Ⅰ. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	④ 審査実施体制
評価の目的及び観点	審査を担当する組織の形態や審査官の人数などを評価し、求められる件数の審査を効率的に行いつつ、世界最高水準の審査実施体制を確立しているか否かを確認する。

【特許庁の組織体制、人員配置】

A) 審査業務部の下に、国内商標出願について審査を行う審査室が、ニース協定^{*}に基づく国際分類の区分に応じて6つ設けられ、また、国際商標登録出願の審査を行う審査室が1つ設けられている。各審査室においては、審査長、審査監理官又は審査室長をヘッドに、上席総括審査官、主任上席審査官又は先任上席審査官が筆頭審査官として、各審査室内において品質管理を含む審査業務のマネジメントを行っている。さらに各審査室における審査官は、ニース協定に基づく国際分類の区分に応じてグループ分けがされており、約140名の審査官が配置されている。

また、2015年4月から出願受付を開始した新しいタイプの商標の審査のために、専任の審査チームを編成し、新制度に対応するための審査実施体制を確立している。

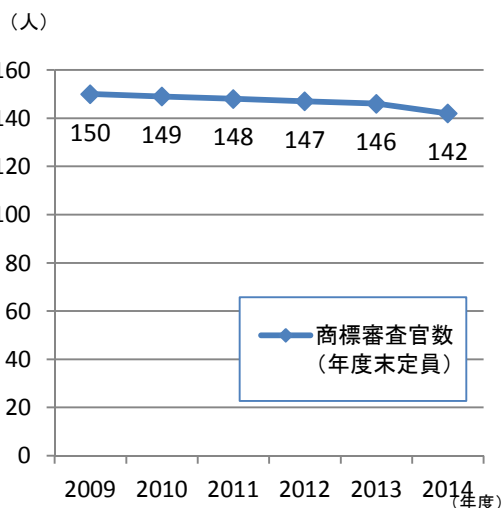
* 商品・役務に関する分類を国際的に統一するための条約

B) 商標審査部門においては、出願件数の推移がほぼ横ばい(図1)にも関わらず審査官数が年々減少していく(図2)という状況の中、機械化や審査業務に集中できる環境整備等によって効率化を図り、より迅速な審査を実現してきた(図3)ところである。現状においては、審査官1人当たりの審査処理区分数で見ると、米国特許商標庁(USPTO)と比較して、約1.6倍の審査を行っており(図4)、既に相当程度の効率化が図られている。

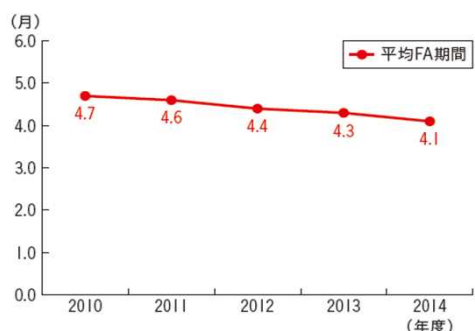
実績
又は
現況



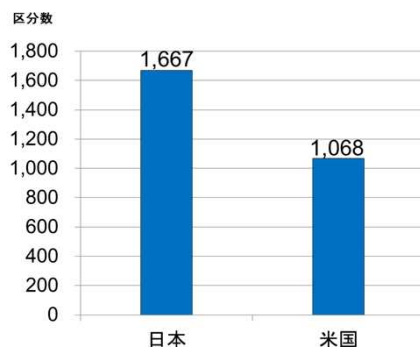
【図1】商標登録出願件数の推移



【図2】商標審査官数の推移



【図3】一次審査通知までの期間の推移



【図4】審査官1人当たりの審査処理区分数
(日本は2014年(2015年版年報)、
米国は2014年度の数値(Annual Report FY2014))

【審査官の資格及び能力評価】

C) 商標審査官は、人事院が実施する国家公務員採用一般職試験の合格者から採用され、その資格は、商標法第17条において特許法第47条第2項の規定を準用し、商標法施行令第3条第2項において特許法施行令第3章の規定を準用して定められている。同条に規定された資格要件の一つに、独立行政法人工業所有権情報・研修館における研修課程の修了があり、そのためには、特許法、実用新案法、意匠法、商標法、審査実務等の試験への合格が必要である。

実績 又は 現況	D)審査官に対して、任用後も、「法律・審査基準に関する知識」については勿論のこと、時代の要求に応じた「国際化に対応する語学能力及び情報発信能力」、及び「知的財産活用に関する知識」についても体系的に修得できる研修等の機会が設けられている。加えて、新たに、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等の機会も設けられている。		
	新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修の開催実績		
	・音の研修(音商標の審査に向けて:初級編)	2015年 1月14日	104名受講
	・音の研修(音商標の審査に向けて:経験者向け)	2015年3月5日～10日	19名受講
	・色彩について(色商標の審査に向けて)	2015年 3月13日	121名受講
	・商品・役務に使用される色彩の取引の実情	2015年5月20日	106名受講
	・色彩の類否について	2015年6月3日	60名受講
	・使用による識別力の認定について	2015年6月5日	111名受講
	・色を使ったブランド戦略の実施例と機能色の実例	2015年7月10日	28名受講
	・色彩の分類手法及び同一性・類否の判断	2015年8月5日	23名受講
	E)国家公務員の人事評価制度に従い、商標審査官も年一回、審査官や上席審査官といった職制毎に定められた観点に基づいた能力評価が行われている。その結果は必要に応じて審査官にフィードバックすることで自発的な能力開発等を促すなどの人材育成や、適材適所の人員配置に利用される。		
資料の所在	○人事評価マニュアル（内閣人事局・人事院） http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf		
	○国家公務員の標準職務遂行能力について(内閣官房)(平成21年3月6日内閣総理大臣決定) http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000015876.pdf(255～259ページ参照)		

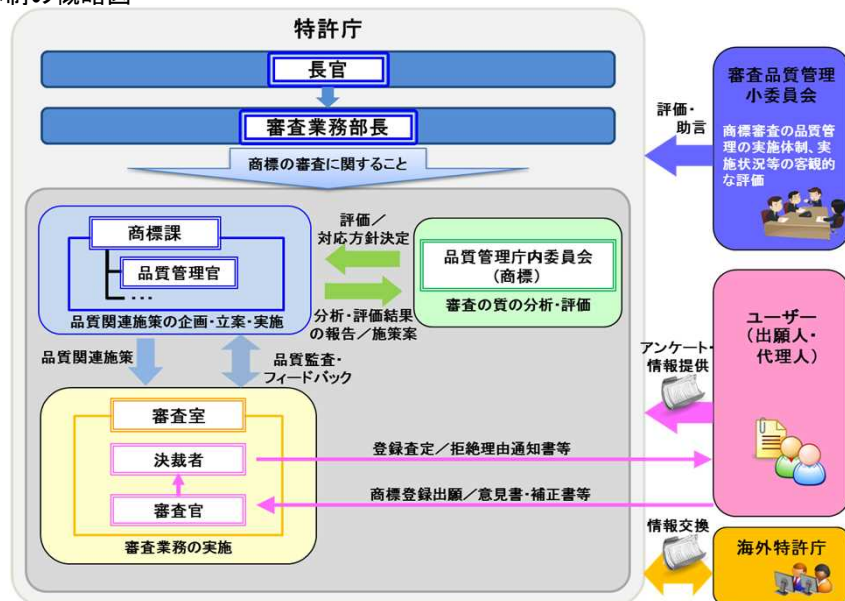
【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅰ.(2)⑤)

評価 項目名	I. 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制が整えられているか
	(2) 質の高い審査を実現するための体制が整えられているか
	⑤ 品質管理体制
評価の 目的 及び 観点	品質管理を担当する組織の形態や担当者的人数などを評価し、効率的・効果的で、かつ世界最高水準の品質管理体制を確立しているか否かを確認する。

実 績 又は 現 況	(特許庁の品質管理体制) A) 責任者としての長官、審査業務部長 商標審査の品質管理システムの整備と実施については、特許庁長官及び商標審査に関する事務をつかさどる審査業務部長を責任者としている。 B) 審査業務を実施する各審査室(課相当) 商標審査業務は、各審査室に置かれた審査長等のマネジメントの下、審査官が行っている。各審査室では、商標課が企画・立案した品質関連施策を実施するとともに、所掌する商品・役務分野に応じた独自の取組を行うことで、審査の質の向上を図っている。 C) 品質関連施策の企画・立案・実施を行う商標課 商標課では、12名(専任2名、兼任10名)の職員が品質管理官として選任され、商標審査の品質管理に関する事務を行っており、例えば、品質監査、ユーザー評価調査、審判決との判断相違の確認といった品質関連施策の企画・立案・実施を行う。また、審査の質に関する各種データ収集等、品質管理庁内委員会の事務局の役割を担う。 品質管理官のうち、①管理職を含む3名(専任2名、兼任1名)は、主に各種品質関連施策の企画・立案・実施を行っている。②また、品質管理官のうち9名は、商標審査に関する高度な知識や判断力を有する管理職又は審査官が選任され、品質監査においてチェックを実施し、その結果について案件を担当した審査官や管理職にフィードバックを行う業務を担う。 加えて、2名の商標審査調査員が、データの集計や書類の作成等、品質管理官を支援する業務を行っている。 2015年度は、品質管理官の人数を1名増加するとともに、兼任の者を専任化して専任の者を1名増加し、体制の強化を図った。 また、商標課において企画立案体制の強化を図るべく、審査の品質管理について客観的かつ一元的に管理を行うための品質管理専門部署の設置に関し、2016年度の実現に向けて取り組んでいる。 品質管理官の数 2014年度:11名(専任1名、兼任10名) 2015年度:12名(専任2名、兼任10名) D) 審査の質の評価・質の維持・向上に関する施策の方針決定を行う品質管理庁内委員会 審査業務部内には、商標審査の質について評価し、質の維持・向上に関する改善施策の方針決定の役割を担う、各審査室の審査長等がメンバーとなる庁内委員会が設置している。当該委員会は、品質監査結果、ユーザー評価調査結果、審判決との判断相違の分析結果等の収集された審査の質に関するデータの報告を受け、上記①の商標課品質管理官が企画・立案する各種施策について助言を行い、方針の決定を行っている。 当該委員会は、商標課長をはじめとする審査長等を委員に、合計17名で構成され、事務局は、上記①の商標課品質管理官が担当している。 2015年度は、4回の委員会を開催し、商標課・商標部門全体及び、商標課・商標部門の各室で実施する品質管理に関する取組について議論を行った。
------------------	--

E) 品質管理体制の概略図

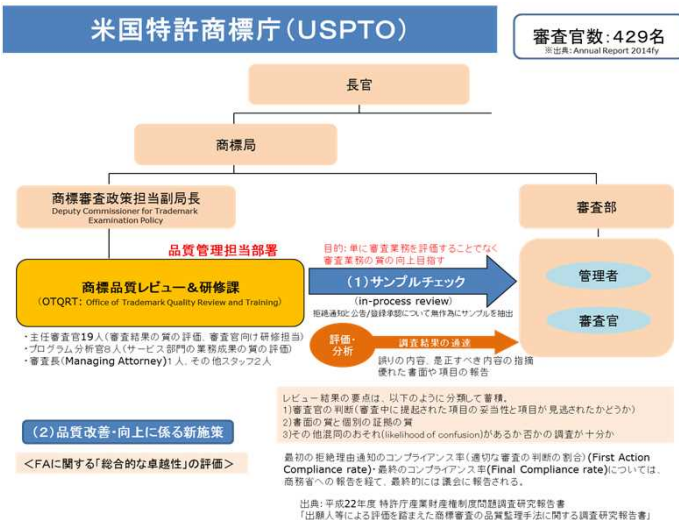


(外国庁の品質管理体制との比較)

F) USPTOとの比較

USPTOでは、品質保証部 (Office of Trademark Quality Review and Training (OTQRT)) に所属する19名の主任審査官が審査官の審査結果の質の評価を行っている。
→ JPOでは、9名の品質管理官 (兼任) が、出願人に発送される審査結果の質の評価を行っている。

G) USPTOの品質管理体制の概略図

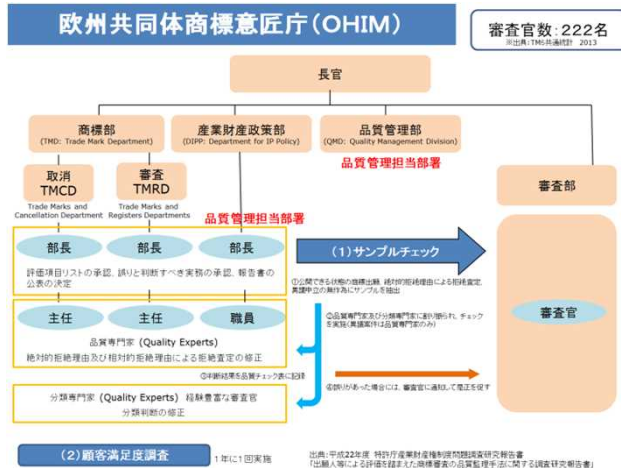


実績
又は
現況

H) OHIMとの比較

OHIMにおいては、品質チェック手続には、欧州共同体商標の審査及び異議申立と関係のある二つの部署、TMD (Trade Marks and Cancellation Departments (TMCD)), Trade Marks and Registers Departments (TMRD) を含む) 及びDIPPが関与している。
→ JPOでは、9名の品質管理官 (兼任) が、出願人に発送される審査結果の質の評価を行っている。

I) OHIMの品質管理体制の概略図



【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑥)

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑥ 品質向上のための取組
評価の目的及び観点	審査の品質向上のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。

実績 又は 現況	A) 商標審査の質の維持・向上のため、各審査官が努力をするのみならず、商標審査及びその関連業務において、以下のような取組を実施している。 (品質保証(決裁)) B) 審査官が処分等の内容を出願人等に通知するための書面を作成(商標審査における「起案」)し、審査官が所属する審査室の管理職である審査長等が、当該処分等に係る書面の内容の確認等を通じた商標審査の実体的・形式的チェック(決裁)を行っている。 審査長等は、処分等が法令・指針等に適合しているか、並びに、必要な手続を経ているかについて、審査官が記入した「審査官用チェックシート」等を活用して確認し、必要に応じ、当該処分等を行った審査官に差し戻して修正を促すか、指導を行っている。 決裁は、決裁時に留意すべき項目をまとめた資料として策定された「決裁時参照リスト」に従い、審査官が行った全ての起案に対して実施している。 また、新たに、決裁を行う際の手続きにおいて、従うべき手順や留意事項等をまとめた文章を2016年2月に策定した。
	(審査官用チェックシートの活用) C) 品質管理の各種取組によって判明した典型的な問題事例を整理し、審査のプロセスにおいて各審査官が確認する必要がある事項をまとめた「審査官用チェックシート」を提供している。審査官は、各案件の審査時に「審査官用チェックシート」に沿って審査を実施すると共に、記入した「審査官用チェックシート」を起案と共に決裁者に提出する。 「審査官用チェックシート」は、審査時に留意すべき項目をまとめた資料として策定されたもので、内容については、必要に応じて、質の向上に資する内容となるように見直しを行っているところ、2015年3月に、品質監査やユーザー評価調査等の結果を受けて見直しを行い、現在見直し後の審査官用チェックシートを使用している。
	(審査官・管理職間の知識共有・意見交換(協議)) D) 審査官相互の知見を結集して、調査のノウハウ、知識等の共有化等を図った上で、迅速・的確な判断を行うことを目的に、案件を担当する審査官が、他の審査官と意見を交換して調査・判断について検討を行う協議を実施している。 協議は、案件を担当する審査官が自発的に行うもののほか、審査の質の向上の観点から、所定の条件を満たす案件については必ず行うこととしているものがある。 協議を必ず行うこととしている案件は、①防護標章登録出願及び防護標章更新登録出願の案件*、②特に注意を要し、慎重な判断が求められる案件(世間の衆目を集める可能性がある案件(以下、単に「衆目案件」という。))、③共に審査係属中の同一又は極めて類似する商標の案件及び④商標法第3条第2項(使用による識別性)の適用の検討を要する案件、の4つがある。 協議の実施規模等については以下のとおり。【件数は、いずれも2015年2月末時点】 ①については、担当する審査室内において、複数の審査官により協議を行うほか、必要に応じて他の審査室と協議を行うものであり、2015年度は257件の協議を行った。 ②については、商標課及び審査長等から構成される衆目案件検討会において、当該衆目案件の審査処理方針について検討・協議を行うものであり、2015年度は189件の協議を行った。 ③については、各案件の担当審査官間で、随時協議を行っている。 ④については、担当する審査室内において、複数の審査官により協議を行うほか、必要に応じて他の審査室と協議を行うものであり、2015年度は22件の協議を行った。 * 防護標章登録制度とは、登録商標が商標権者の業務に係る指定商品(役務)を表示するものとして需要者の間に広く認識されている場合において、他人がその商標をその指定商品(役務)と類似しない商品(役務)について使用すると当該商標権者の取扱う商品(役務)であるかのように出所の混同を生じさせるおそれのあるときは、商標権者に、その混同のおそれのある商品(役務)について、その登録商標と同一の標章についての防護標章登録を受けることを認め(第64条)、商標権の禁止的効力を上記非類似の商品(役務)にまで拡大することとした制度。防護標章登録を受けるとその商標については周知商標と推認して取り扱うことになるため、慎重な判断が必要とされる。

実績
又は
現況

(業績目標と審査官の評価)

E) 商標審査官についても、国家公務員の人事評価制度に従った業績評価が実施される。これは、評価項目④のE)記載の「能力評価」と合わせて人事評価を実施することで、職務遂行能力の発揮状況や職務上挙げた業績をより正確に把握し、人材育成や、適材適所の人事配置を実現することを目的としている。商標審査官は、国家公務員の人事評価制度に従い業績評価を受ける。各審査室においては、年に2回、組織業績目標を策定している。審査の質についても、審査内容(判断、起案等)の観点及び審査の質を意識した取組の観点から目標が策定される。これに合わせて、各審査官は、所属する審査室の組織業績目標に沿った個人業績目標を設定し、審査の質の維持・向上を意識して目標達成の努力をする。その達成状況は、半年に一度管理職により評価され、必要に応じて審査官にフィードバックされる。

(面接・電話対応)

F) 審査官とユーザーとのコミュニケーションや相互理解を深めることは、出願内容のより一層の理解等を促進し、納得感の高い審査を行うことに通じることから、積極的に活用していくことが必要である。

審査官と出願人等との間で行われる面接や電話・ファクシミリによる相談手続及び対応内容の記録・保管等の手続を定めた「面接ガイドライン」に従って、面接・電話対応を実施している。

2015年度における実績として、184件の面接、4,133件の電話等の対応を行い、面接要請があったにもかかわらず規定に従い応じなかった件数は0件であった。

面接や電話対応の充実により、出願内容の一層の理解促進及び納得感の高い審査が行われている。

面接・電話等の実績

2014年10月～2015年2月： 面接63件、電話2,256件

2015年 4月～2016年2月： 面接184件、電話4,133件

(品質関連情報の収集・提供)

G) 商標課品質管理官は、改善すべき点等を明らかにするとともに、関係部署と連携しながら、商標審査の質の維持・向上のための施策に反映させることを目的として、以下の品質関連情報を収集している。また、各審査室においては、これらの品質関連情報を活用することにより、商標審査の質の維持・向上に向けた取組の充実を図っている。

①審査に関する統計データ

商標課品質管理官は、審査官毎の即登録率や根拠条文毎の拒絶理由通知率等、審査に関する各種統計データを収集し、提供している。所属する審査室及び商標審査部門の統計データと比較することで、自らの審査の傾向を把握することを可能にしている。

②審判に関する統計データ

審決等の分析は、自らの審査の現状・改善点の把握に資するものと考えられるので、商標課品質管理官は、審判における結果等の情報を含む審判関連データを一覧にまとめ、審査室に提供している。また、審決や異議決定等が出た際には、審査段階で担当した審査官に情報を通知し、審決等の確認を促している。

H)事例の共有及び個別案件の要因分析

2013年4月から2015年3月の期間に、審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2015年6月)。

(審査関連文書の整備・改訂)

I) 審査官が商標審査において従うべき各種指針(審査判断の基準)として、「商標審査基準」や「商標審査便覧」が作成している。

新しいタイプの商標の審査に対応するために、2015年3月に「商標審査基準」を改訂し、審査を進め、2015年10月には、更なる審査運用の明確化を目的として「商標審査便覧」の改訂を行った。

また、商標審査基準について、現在、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにて、主に「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行っており、2015年3月に改訂案をまとめた。

J) 審査官が商標審査を行う際の手続において従うべき手順について文書としてまとめた「商標審査の進め方」が作成されており、2016年2月に内容の見直しを行い、特殊な商標登録出願に関する審査手順等について必要な改訂を行った。

K) 新たに起案書における記載漏れや記載内容のバラツキ等の改善を図り、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感をもって作成できるように、拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書を2016年2月に作成した。

実績 又は 現況	（能力向上のための研修の実施） L) 商標審査の質の向上のためには、商標審査に関わる全ての職員の知識・能力の向上が必須となる。商標審査に関わる職員一人一人は、日々の自己研鑽に励み、研修の機会等があれば積極的に参加して、専門性を高めることが求められる。 商標審査部門では、審査官の知識・能力を向上させることを目的として、「法律・審査基準に関する知識」については勿論のこと、時代の要求に応じた「国際化に対応する語学能力及び情報発信能力」、及び「知的財産活用に関する知識」についても体系的に修得できる研修の受講等の機会が設けられている。加えて、新たに、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等の機会も設けられている。また、自己研鑽に資するよう、eラーニング教材も提供されている。2015年度は、研修計画通りに研修を実施した。		
	新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修の開催実績		
	・音の研修（音商標の審査に向けて：初級編）	2015年 1月14日	104名受講
	・音の研修（音商標の審査に向けて：経験者向け）	2015年3月5日～10日	19名受講
	・色彩について（色商標の審査に向けて）	2015年 3月13日	121名受講
	・商品・役務に使用される色彩の取引の実情	2015年5月20日	106名受講
	・色彩の類否について	2015年6月3日	60名受講
	・使用による識別力の認定について	2015年6月5日	111名受講
	・色を使ったブランド戦略の実施例と機能色の実例	2015年7月10日	28名受講
	・色彩の分類手法及び同一性・類否の判断	2015年8月5日	23名受講

資料の所在	○商標審査基準（上記I関連） http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyou_kijun.htm
	○商標審査便覧（上記I関連） http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/syouhyoubin.htm
	○人事評価マニュアル（内閣人事局・人事院） http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinikyoku/files/000287212.pdf
	○面接ガイドライン（上記F関連） http://www.jpo.go.jp/shiryou/kijun/kijun2/pdf/mensetu_guide/syohyo.pdf
	○OIP・eラーニング（上記J関連） https://ipe.inpit.go.jp/inaviipe/service

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑦)

評価 項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (1) 品質管理が適切に実施されているか ⑦ 品質検証のための取組
評価の 目的 及び 観点	審査の品質検証のために必要とされる取組が計画され、それが方針・手続に従って具体的にどのような手段によりどの程度なされているかを評価するとともに当該取組の目的を達成していることを確認する。
実 績 又 是 現 況	(品質監査) A) 品質監査は、各審査室における審査・決裁の状況について把握し、改善すべき点を第三者の視点から顕在化させることを目的としている。審査室横断的な組織である商標課の品質管理官が、①一から審査を行うこと(再審査)によるチェック(再審査品質監査)と、②審査官の審査結果を基にしたチェック(基礎的品質監査)の2種類を実施する。基礎的品質監査は、判断の適切性のみならず、起案内容についての適切性(論理構成や証拠の開示方法等)についての詳細な確認も行う。品質監査を統一かつ円滑に実施できるよう、関連する事項について定めた「商標審査に関する品質監査ガイドライン」について、内容を見直し改訂を行った。 2015年度は、10月～12月にかけて品質監査を実施した。品質監査の対象案件は、一定期間内に査定がなされた案件全件であり、実際のチェック案件は、対象案件から無作為に抽出する。チェック件数については、再審査品質監査は、計1,050件、基礎的品質監査は、審査官一人あたりの件数が20件程度となる、計2,100件につき実施した。 また、チェックを実施する品質管理官を1名増やし、また、実施期間を1ヶ月延長するとともに、チェック件数についてもほぼ倍増し、品質監査の充実を図った。 さらに、品質監査対象案件のうち、登録査定案件については全て、出願人への発送前のタイミングで実施した。 品質監査の結果については、適合率が、再審査品質監査について1.5%上昇し、基礎的品質監査についても2.2%上昇し、全体として審査の品質が安定してきていると受け止めることができる。他方、個別の評価項目については、「適用条文に関する見解相違」について、引き続き改善を要することが明らかとなった。 今後、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングで品質監査を実施できるよう、システム整備に向けた予算を要求している。 品質監査実施期間 (2014年度)10月～11月 (2015年度)10月～12月 品質監査チェック件数 (2014年度)再審査品質監査(210件) 基礎的品質監査(1,470件) (2015年度)再審査品質監査(1,050件) 基礎的品質監査(2,100件) チェックを実施する品質管理官 (2014年度)8名 (2015年度)9名

(ユーザー評価調査)

B)商標審査全般の質及び具体的な案件の審査内容(審査の判断や起案文書の記載等)について、ユーザーの方々からの問題点の指摘を通じて、改善すべき点を明らかにし、審査の質の維持・向上のための施策に反映することを目的とし、ユーザー評価の収集・分析を行っている。

2015年度は、ユーザー評価調査の実施手法を見直し、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付した。また、作業の効率化の観点から、調査票の配布・回収の部分を外部委託し、調査対象数を倍増して、より多くのユーザーの意見を収集すべく実施した。さらに、調査票の内容についても、調査対象者の自由・率直な意見を得るために、商標審査全般の質の調査について、今年度から、無記名での回答を可能にするとともに、審査の質全般の印象の変化についての質問項目を追加するなど見直しを行った。

ユーザー評価調査の結果については、最近(1年程度)の審査の質全般の印象の変化については、18.8%「改善傾向にある」との回答を得た。また、個別の評価項目については、「拒説理由通知書等の内容・記載ぶり」については、一定の評価を得ているものの、「識別性の判断」、「類似性の判断」「基準・便覧との統一性」、「審査官間の統一性」「審判決との統一性」については、重点課題として抽出された。

実績

又は

現況

2015年度の対象者数・選定方法は以下のとおり。

①2014年度に抽出した内国出願の商標登録出願件数上位540者のうち、2014年度に調査対象であった180者を除く360者を対象として実施した。

②2014年度に抽出した外国出願の商標登録出願件数上位60者のうち、2014年度に調査対象であった20者を除く40者を対象として実施した。

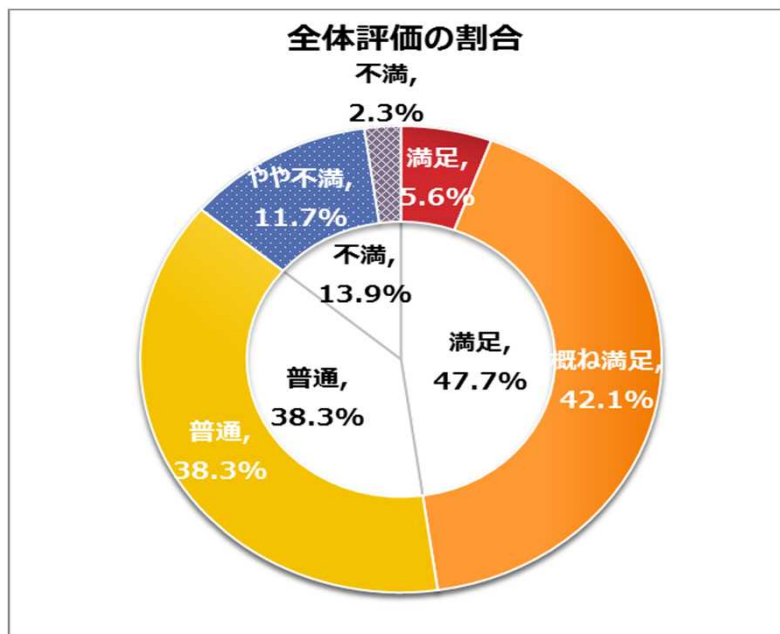
③①で調査対象にした360者及び②で調査対象にした40者の合計400者を対象に調査を実施しており、これは、調査対象社の出願件数ベースで出願約15%程度の割合を占めている。

集計・分析作業終了後、その結果を商標審査部門内で共有するとともに、特許庁ホームページを通じて公表する。

ユーザー評価調査対象者数

(2014年度)内国出願:180社 外国出願:20社

(2015年度)内国出願:360社 外国出願:40社



(ユーザー等との意見交換)

C)ユーザーニーズの把握を目的として、上記B)の調査だけでなく、商標審査部門において、各企業や業界団体等のユーザーとの意見交換を行った。

2015年度は、商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、意見交換の促進を図り、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行った。

業界団体等との意見交換実績

(2015年度実績)

51件 *内訳*業界団体:17団体、民間企業:7社、組合、商工会等:27団体

(2014年度実績)

19件 *内訳*業界団体:11団体、民間企業:8社

実績 又は 現況	(審査の質の向上のためのホームページでの意見受付の開始) D)これまでの電話・メールやユーザー評価調査等での受付に加え、審査の質に関するより多くのユーザーの意見の提供を受け、審査の質の向上に活用することを目的として、特許庁ホームページ上で審査の質の向上のための意見受付を開始している(2014年11月)。寄せられた意見は、商標課品質管理官が適切に管理すると共に、審査の質の向上に資するために、意見内容を分析して品質向上のための取組に反映する。また、意見提出者の同意が得られた場合は、審査室にフィードバックし、同様の事例の発生の防止に努めている。 2015年度は、同ホームページを通じて、個別の審査結果に関するご意見があったところ、審査基準等の該当箇所を示しながら、審査内容について説明を行う回答をした。
	(審判決との判断相違の要因分析) E)審査段階での判断と審決の判断で、判断が相違した場合の要因を把握することを目的に、全商品・役務分野において分析を実施し、分析結果をもとに審判部門と審査部門とで、3回の意見交換を実施した。 要因分析を実施した案件・事件は以下のとおりである。 ・拒絶査定不服審判が請求された案件のうち、審判の段階で拒絶査定が覆った案件(2015年度実績) 543件 又は (2014年度実績)(注)分析を開始したのは2014年11月以降。 138件 F) 2014年度に異議申し立てされ、取り消し決定がなされた案件全件(73件)についても、外部委託により、審決の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、分析結果を審査官に周知した。 これにより、拒絶査定不服審判が請求された案件だけでなく、異議申し立てされ、取消決定がなされた案件についても分析することで、審査段階で登録査定の判断をした案件及び拒絶査定の判断をした案件の双方向から、審査と審決との判断相違に関する要因分析を多角的な観点から実施することが可能となった。 また、分析の結果、いずれも識別性の判断について、判断が異なることが多いことが分かった。 (事例の共有及び個別案件の要因分析) G)2013年4月から2015年3月の期間に、審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2015年6月)。
資料の所在	○審査の質の向上のための御意見受付(上記D関連) http://www.jpo.go.jp/seido/hinshitsukanri/hinshitsukanri.htm

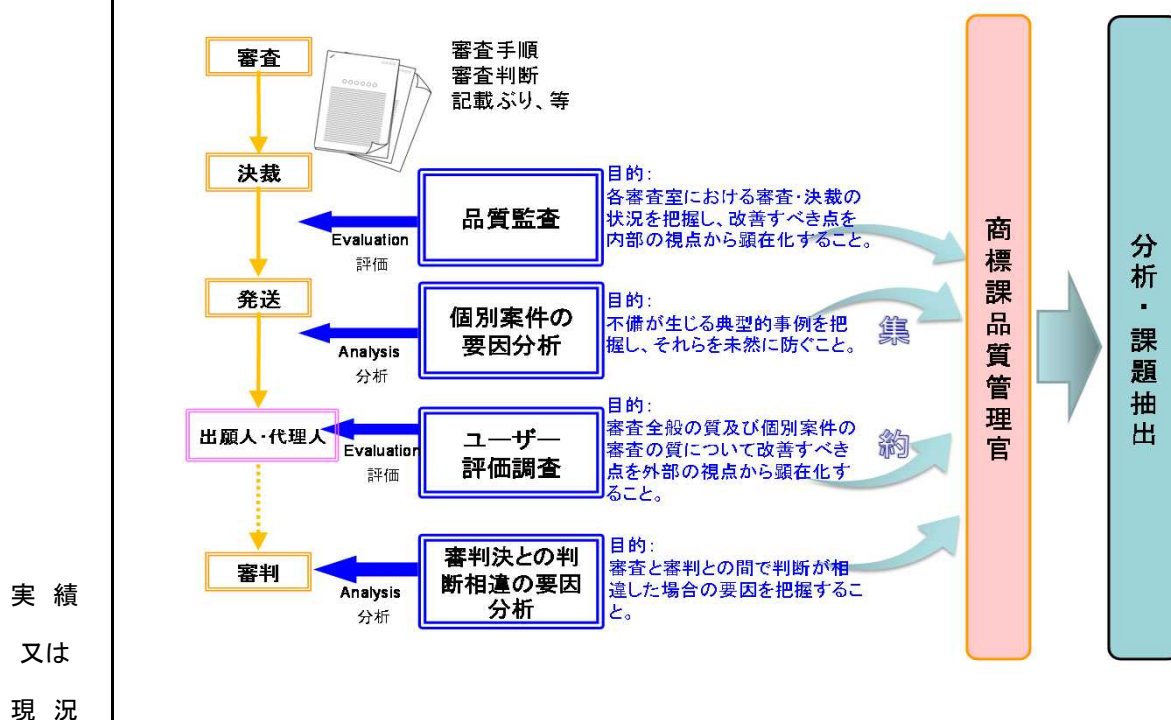
【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(1)⑧)

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(1) 品質管理が適切に実施されているか
	⑧ 審査の質の分析・課題抽出
評価の目的及び観点	審査の質の分析が具体的にどのような手段によってなされ、その結果、どのような課題が抽出されたのかを評価し、分析の手段、課題の抽出が適切であることを確認する。

(分析)

A) 商標審査の質(審査手法の質、審査判断の質、拒絶理由通知書等の記載内容の質)を総合的な視点から分析及び課題抽出するため、「審査→決裁→発送→出願人・代理人→審判」の一連の流れの中で、多角的な観点から、以下の分析を実施し、それぞれ課題の抽出を行っている。



実績
又は
現況

(分析手段)

B) 品質管理及び審査体制についての内部レビューを通じた分析
・半期毎のレビューに加え、必要に応じて品質管理庁内委員会(商標)で取組等について内部レビューを実施し、商標課関係部署及び商標審査部門に対して情報発信を行っている。
・出願動向や審査処理状況などから、必要な人員について把握し、迅速・的確な商標審査のために必要な人的資源を分析している。

・審査品質管理小委員会で審議された評価項目及び評価基準に従った評価項目毎の実績・現況等の整理や、委員から受けた仮評価及び改善案を通じて、品質管理の実施体制・実施状況について分析を行っている。

C) 品質監査を通じた分析

・2014年度から、審査経験が豊富で審査に精通した審査官を品質管理官として任命し、審査の質の分析を確実に実施できる体制を整え、品質監査に関する分析を実施している。

・品質監査についてのガイドラインを策定し、品質管理官が判定する基準を明確化するとともに、指摘事項に関して統計分析できるように監査項目を詳細化するなどフォーマットを整備し、分析を確実に進めるようにして実施している。

・2015年度は、チェックを実施する品質管理官を1名増やし、また、実施期間を1ヶ月延長するとともに、チェック件数についても倍増し、分析対象とするデータの数を増やすことで、より充実した分析を行った。

・指摘事項に関して、内容を詳細に確認し、内容毎に類型化を行い、指摘が多い事項等を明らかにするなど分析を行った。

D) ユーザー評価調査を通じた分析

・回収した調査票をもとに統計的な処理を行い、ユーザーによる審査の質の評価を分析した。改善のための取組が必要な観点の分析においては、個別項目に対する評価と、当該項目の評価と全体評価との相関係数を求め、評価が低く相関係数が高い項目を抽出するという工夫をしている。

2015年度は、ユーザー評価調査の実施を外部委託し、作業の効率化を図ることで、調査対象を倍増(調査対象の出願件数ベースで出願件数15%をカバー)して実施し、分析対象とするデータの数を増やすことで、より充実した分析を行った。

実 績 又 は 現 況	E) ユーザー等との意見交換・ホームページを通じた意見聴取を通じた分析 ・ユーザー等との意見交換を通じて提出された意見を集約し、審査基準等の各種指針との整合性の観点から、意見の妥当性の分析を行った。
	F) 審判決との判断相違の要因分析 ・全商品・役務分野において拒絶査定不服審判における審決と、審査段階における拒絶理由通知や拒絶査定等のそれぞれの内容を比較することにより、判断の相違の確認を行い、相違があった点について分析を行っている。 ・2015年度は、2014年度に異議申し立てされ、取り消し決定がなされた案件全件(73件)についても、外部委託により、審決の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行った。
	G) 事例の共有及び個別案件の要因分析 審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例をとりまとめた(2015年6月)。
	(課題抽出) H) 審査実施体制及び品質管理体制についての課題 [B]での分析結果] ・審査官定員及び予算の要求を行うとともに、採用活動を通じて、優秀な人材を確保していくこと及び確保した人材を確実に審査官へと育成していくことが必要である。 ・品質関連施策の企画・立案を客観的かつ一元的に行う部署の整備を進めていくことが必要である。
	I) 品質監査についての課題 [C]での分析結果] ・分析の結果、適合率が、再審査品質監査について1.5%上昇し、基礎的品質監査についても2.2%上昇し、全体として審査の品質が安定してきていると受け止めることができる。他方、個別の評価項目については、「適用条文に関する見解相違」が課題として抽出されていることから、特に見解相違が多く発生している条文について、審査官に注意喚起するとともに、決裁時に重点的に確認を行う等の運用を徹底していく必要がある。 ・品質監査を行う対象案件について、現在は登録査定案件については全て、出願人への発送前のタイミングで実施している。今後、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングで品質監査を実施できるよう、実施時期を含め本格的な実施に向けた体制及び必要なシステム開発に向けた整備が必要である。
	J) ユーザー評価調査を通じた分析 [D]での分析結果] ・分析の結果、自由記載欄におけるコメント数が最も多かったのは「識別性の判断」に関してであり、具体的には、判断の根拠となる証拠に関するコメントや商標審査基準の改訂を要望するコメント等が寄せられたことから、2016年4月から施行される商標審査基準の運用を徹底していく必要がある。 ・また、改善が必要な重点事項として、「識別性の判断」、「類似性の判断」、「基準・便覧との統一性」、「審査官間の統一性」、「審判決との統一性」が課題として抽出されていることから、これらについて決裁時に重点的に確認を行う等の運用を徹底していく必要がある。 ・ユーザー評価調査について、これまでは毎年異なる者を調査対象としていたところ、よりの確にユーザーの意見を聴取するために、対象者の選定を含めたユーザー評価調査の実施手法について見直しが必要である。
	K) ユーザー等との意見交換・ホームページを通じた意見聴取を通じた分析 [E]での分析結果] ・ユーザーから、更に明確で分かりやすい商標審査基準として欲しい旨の意見・要望を受けており、また商取引を取り巻く環境も大きく変化していることから、引き続き、ユーザーニーズを踏まえて商標審査基準を全面的に見直ししていくことが必要である。
	L) 審決との判断相違の要因分析に関する課題[F]での分析結果] ・分析の結果、識別性の判断については、判断の根拠となる証拠に対する考え方、また、類似性の判断については、類否判断における商標の分断・要部抽出の考え方が、審査と審判とで相違することが多いということが分かったことから、これらについて決裁時に重点的に確認を行う等の運用を徹底していく必要がある。 ・また、産業分野別での一定の傾向がみられたことから、審査室に応じた取組及び運用を検討する必要がある。
	M) 事例の共有及び個別案件の要因分析[G]での分析結果] ・指定商品・役務に関する審査や3条1項柱書の審査について、出願人・代理人と審査官との間で齟齬が生じる事例が相対的に多く発生していることから、その予防策を検討し、審査官に周知する必要がある。

実績 又は 現況	(総合的な視点からの分析及び課題抽出) N)改善によるユーザー満足度への影響が大きいこと、限られたリソースの審査体制及び品質管理体制により実行可能であること、上記B)～G)の複数の分析手段による分析結果の裏付けがあること(異なる分析手段において課題として抽出される)等を勘案し、総合的な分析を行った結果、審査の質について、来年度取り組むべき以下の重点課題を抽出した。 ■識別性の判断に関する審査の質の向上(上記I)、J)、K)、L)関連) 識別性の判断について、特に、①判断の根拠となる証拠に対する考え方や②商標審査基準が取引実情とそぐわないという課題が明らかになった。①については、審査官による通知文書の記載を充実させるとともに、管理職による決裁においても証拠(取引実情)が適切に提示されているかの確認を重点的に行っていく必要がある。また、②については、2015年3月に「商標の識別性関連(3条)」の改訂案がまとまり、4月から施行されることから、今後の運用を注視し、引き続き、ユーザーからの意見を聴取していく必要がある。 ■最新の取引実情・ユーザーニーズの把握(上記J)、K)、L)関連) 商標審査における識別性の判断や類否判断について、産業分野別に特定の傾向がみられることから、より取引実情に即した予見可能性の高い審査となるよう、引き続き、ユーザー評価調査の適切な実施や、意見交換の促進等を強化していく必要がある。
-------------------------	--

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(2)⑨)

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか (2) 継続的改善が適切に実施されているか ⑨ 質の高い審査を実現するための方針・手続・体制(評価項目①～⑤)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目①～⑤について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。
実績又は現況	(①の改善状況) <品質マニュアルの改訂> 2015年度は、①2015年度の実施体制を反映させるため、及び、②品質マニュアルに記載された取組について品質ポリシーとの対応関係を明らかにするため、2015年6月と2016年1月に改訂を行い、これらを公表した。 (効果) 品質マニュアルを改訂したことにより、品質マニュアルの内容が、より実体に即したものとなり、品質ポリシーとの関係性も明確になった。
	(②の改善状況) <商標審査基準等の改訂> 新しいタイプの商標の審査に対応するために、2015年3月に「商標審査基準」を改定し、審査を進め、2015年10月には、更なる審査運用の明確化を目的として「商標審査便覧」の改訂を行った。 さらに、「商標審査基準」について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにて、主に「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行い、2016年3月に改訂案をまとめた。 (効果) 「商標審査基準」について、「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行ったことにより、改訂後の審査基準が施行される2016年4月以降から、これまで以上に、商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、近時の裁判例等の動向をふまえた審査が期待される。
	(③の改善状況) <職員への周知> 「品質ポリシー」「品質マニュアル」等を含む品質管理に関する方針・手続について、庁内のイントラネットを通じて審査官が随時参照可能な状態を維持しつつ、2015年11月には、新たに、全商標審査官向けに、商標審査の質の重要性及び品質維持・向上に向けた取組について講義を実施した。また、講義は理解度を高める観点から20名程度の少人数形式で実施し、講義後に理解度のチェックを実施した。 (効果) ・法定研修等において、今年度新たに効果確認を実施したことに対して受講者からは、講義内容の理解を深めるために効果的であるとの肯定的意見が多くみられた。 ・全審査官を対象に講義を行うことにより、講義後、参加者の約9割を超える審査官から、商標審査の品質管理に関する意識が向上した(又は大きく向上した)との回答を得ることができた。また、少人数形式で行うことで、活発な意見交換が行われ、参加した審査官から、今後の審査の質の向上に関する取組についての要望や提案などを得ることができた。
	(④の改善状況) <審査実施体制の強化> ・商標審査官を新たに7名採用した。 ・2015年4月から出願受付を開始した新しいタイプの商標の審査のために、専任の審査チームを編成し、新制度に対応するための審査実施体制を確立した。また、全商標審査官を対象に、新しいタイプの商標の審査に際しての知識及び能力向上を図ることを目的とした研修等も実施した。 (効果) 新しいタイプの商標の審査のための文献整備や研修の実施などを行うとともに、新制度への審査実施体制を確立することにより、通常の商標審査処理とおおよそ同程度に、迅速に審査処理を行うことができた。(出願受付から6月後の10月時点において43件の登録査定を通知。)

(⑤の改善状況)

<品質管理体制の強化>

商標課に所属する品質管理官は、12名(専任2名、兼任10名)の職員が選任され、商標審査の品質管理に関する事務を行っているところ、品質管理官のうち、①管理職を含む3名(専任2名、兼任1名)は、主に各種品質関連施策の企画・立案・実施を行っている。②また、品質管理官のうち9名は、品質監査においてチェックを実施し、その結果を案件を担当した審査官や管理職にフィードバックを行う業務を担う。

2015年度は、品質管理官の人数を1名増加するとともに、兼任の者を専任化して専任の者を1名増加し、体制の強化を図った。

(効果)

品質管理官の人数の増員及び専任化により、品質監査の拡充、審査関連文献の整備・改訂等、各種品質関連施策の一層の充実が図られた。

また、商標課において企画立案体制の強化を図るべく、審査の品質管理について客観的かつ一元的に管理を行うための品質管理専門部署の設置に関し、2016年度の実現に向けて取り組んでいる。

品質管理官の数

2014年度:11名(専任1名、兼任10名)

2015年度:12名(専任2名、兼任10名)

【商標】審査品質管理に関する評価項目(実績、現況等)

(評価項目Ⅱ.(2)⑩)

評価項目名	Ⅱ. 方針・手続に従った品質管理が実施されているか
	(2)継続的改善が適切に実施されているか
	⑩ 品質管理の取組(評価項目⑥～⑧)の改善状況
評価の目的及び観点	評価項目⑥～⑧について、具体的な改善が行われているか否かを評価し、改善状況が適切であることを確認する。

実績 又は 現況	〔⑥の改善状況〕 ＜品質保証(決裁)に関するもの＞ 決裁においては、決裁時に留意すべき項目をまとめた資料として策定された「決裁時参照リスト」に従い、審査官が行った全ての起案に対して実施しているところ、新たに、決裁を行う際の手続において、従うべき手順や留意事項等をまとめた文書を2016年2月に策定した。 (効果) 決裁における統一的な基準・観点を定めた文書を策定したことにより、決裁の際に留意すべきポイントが明らかになり、決裁者が統一的な基準・観点から効率的に起案書のチェックを行うことが可能になった。
	＜審査官・管理職間の知識共有・意見交換(協議)＞ 協議を必ず行うこととしている案件について、新たに「商標法第3条第2項(使用による識別性)の適用の検討を要する案件」を「商標審査の進め方」に明記した。 (効果) 審査官同士の協議を実施することにより、審査官間の判断のばらつきを防止するとともに、著名性の認定等について、迅速・的確な判断を行うことが可能となっている。
	＜事例の共有及び個別案件の要因分析に関するもの＞ 2013年4月から2015年3月の期間に、審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2015年6月)。 (効果) 事例の共有及び個別案件の要因分析を行ったことにより、指定商品・役務に関する審査や3条1項柱書の審査について、出願人・代理人と審査官との間で齟齬が生じる事例が相対的に多く発生していることがわかった。また、事例や分析結果を審査官に周知することで、典型的な失敗やミスを未然に防ぐ効果が期待できる。
	＜審査関連文書の整備・改訂に関するもの＞ 新しいタイプの商標の審査に対応するために、2015年3月に「商標審査基準」を改定し、審査を進め、2015年10月には、更なる審査運用の明確化を目的として「商標審査便覧」の改訂を行った。 さらに、「商標審査基準」について、産業構造審議会知的財産分科会商標制度小委員会の下に設置された商標審査基準ワーキンググループにて、主に「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行い、2016年3月に改訂案をまとめた。 そして、審査官が商標審査を行う際の手続において従うべき手順について文書としてまとめた「商標審査の進め方」が作成されており、2016年2月に内容の見直しを行い、特殊な商標登録出願に関する審査手順等について必要な改訂を行った。 加えて、新たに、審査官が起案書を作成する際に一元的な考え方に基づいて統一感をもって作成できるように、拒絶理由通知書等を起案する際の留意点をまとめた文書を2016年2月に作成した。 (効果) ・「商標審査基準」について、「商標の識別性関連(3条)」の見直しを行ったことにより、改訂後の審査基準が施行される2016年4月以降から、これまで以上に、商取引を取り巻く環境の変化やユーザーニーズ、近時の裁判例等の動向をふまえた審査が期待される。 ・審査の進め方の改訂を行ったことにより、審査官が遵守すべき審査手続について、より詳細に規定されることになり、より効率的に審査を進めることが可能となった。 ・拒絶理由通知書等の起案書を作成する際の留意点をまとめた文書を策定することにより、審査官による起案作成の一連の流れの中で留意すべき事項が明らかになり、起案書における記載漏れや記載内容のバラツキ等を未然に防ぎ、効率的に審査を進めることが可能になった。

(⑦の改善状況)

<品質監査に関するもの>

商標審査に関する品質監査を統一的かつ円滑に実施できるよう、関連する事項について定めた「商標審査に関する品質監査ガイドライン」について、内容を見直し改訂を行った。

2015年度は、チェックを実施する品質管理官を1名増やし、また、実施期間を1ヶ月延長するとともに、チェック件数についてもほぼ倍増し、品質監査の充実を図っている。

また、品質監査対象案件のうち、登録査定案件については全て、出願人への発送前のタイミングで実施している。今後、全ての対象案件について、出願人への発送前のタイミングで品質監査を実施できるよう、システム整備に向けた予算を要求している。

(効果)

・品質監査を実施する品質管理官を1名増員したことにより、品質監査の対象案件をほぼ倍増することが可能になり、品質監査の充実を図ることができた。

・登録査定案件に関する品質監査において、監査の時期を発送前に実施したことにより、監査時に発見した瑕疵を解消することが可能になり、形式的瑕疵の減少につながった。

品質監査実施期間

(2014年度)10月～11月 (2015年度)10月～12月

品質監査チェック件数

(2014年度)再審査品質監査(210件) 基礎的品質監査(1,470件)

(2015年度)再審査品質監査(1,050件) 基礎的品質監査(2,100件)

チェックを実施する品質管理官

(2014年度)8名 (2015年度)9名

<ユーザー評価調査に関するもの>

2015年度は、ユーザー評価調査の実施手法を見直し、調査対象となるユーザーの負担感を低減するために、特許、意匠、商標で可能な範囲でとりまとめて調査票を送付した。また、作業の効率化の観点から、調査票の配布・回収の部分を外部委託し、調査対象数を倍増して、より多くのユーザーの意見を収集すべく実施した。また、今年度から、調査対象者の自由・率直な意見を得るために、商標審査全般の質の調査について、無記名での回答を可能にした。

(効果)

・ユーザー評価調査において、一部外部委託して実施したことにより、対象者数を倍増(調査対象社の出願件数ベースで出願約15%程度の割合)して実施することができ、多様なユーザーニーズの調査を可能とし、アンケート結果について、より信頼性を向上させることができた。

・ユーザー評価調査において、最近一年程度の質全般を尋ねる項目を新たに追加することで、「改善傾向にある」との回答を得ることができ、品質ポリシーの策定・品質マニュアルの整備等を始めとする品質管理に関する各種取組による効果を確認することができた。

ユーザー評価調査対象者数

(2014年度)内国出願:180社 外国出願:20社

(2015年度)内国出願:360社 外国出願:40社

<ユーザー等との意見交換に関するもの>

2015年度は、商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、意見交換の促進を図り、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握を行った。

(効果)

・企業・専門家・業界団体等との意見交換を実施することにより、識別性の判断や類似性の判断等、業界毎に特色のあるニーズを収集することができ、商標審査基準改定の議論等や審査運用において、ユーザーニーズを反映させることができた。

業界団体等との意見交換実績

(2015年度実績)

51件 *内訳*業界団体:17団体、民間企業:7社、組合、商工会等:27団体

(2014年度実績)

19件 *内訳*業界団体:11団体、民間企業:8社

<審判決との判断相違の要因分析に関するもの>

2014年度に異議申し立てされ、取り消し決定がなされた案件全件(73件)についても、外部委託により、審決の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、分析結果を審査官に周知した。

(効果)

拒絶査定不服審判が請求された案件だけでなく、異議申し立てされ、取消決定がなされた案件についても分析することにより、審査段階で登録査定の判断をした案件及び拒絶査定の判断をした案件の双方向からの審査と審決との判断相違に関する多角的な要因分析結果を得ることができ、審査に反映させることができた。

実績
又は
現況

＜事例の共有及び個別案件の要因分析に関するもの＞

2013年4月から2015年3月の期間に、審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2015年6月)。

(効果)

事例の共有及び個別案件の要因分析を行ったことにより、指定商品・役務に関する審査や3条1項柱書の審査について、出願人・代理人と審査官との間で齟齬が生じる事例が相対的に多く発生していることがわかった。また、事例や分析結果を審査官に周知することで、典型的な失敗やミスを未然に防ぐ効果が期待できる。

(⑧の改善状況)

＜品質監査を通じた分析＞

2015年度は、チェックを実施する品質管理官を1名増やし、また、実施期間を1ヶ月延長するとともに、チェック件数についてもほぼ倍増し、品質監査の充実を図った。

＜ユーザー評価調査を通じた分析＞

2015年度は、ユーザー評価調査の実施を外部委託し、作業の効率化を図ることで、調査対象を倍増(出願件数ベースで出願上位15%をカバー)して実施し、分析対象とするデータの数を増やすことで、より充実した分析を行った。

＜審判決との判断相違の要因分析＞

2015年度は、審査で拒絶した案件が拒絶査定不服審判において登録となった案件に関する判断相違の要因分析に加えて、審査で登録した案件が異議申立によって拒絶となった案件についても分析を行った。

2015年度は、2014年度に異議申し立てされ、取り消し決定がなされた案件全件(73件)について、外部委託により、審決の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行った。

＜事例の共有及び個別案件の要因分析＞

審査官等が行った処分等につき、何らかの不備の存在を把握した個別案件について、当該不備が生じた対象条文、主たる原因等の事情について集計・分析を行った。集計・分析においては、対象条文及び主たる原因ごとに発生件数・内容を分析し、頻繁に発生している事例をとりまとめ、その予防策を検討し、審査官に周知した(2015年6月)。

(効果)

上記分析を充実させたことにより、商標審査の質について、審査官が起案した通知書が、出願人・代理人の元に届くまで、更には、審判請求された場合も含め、一連の流れの中で、これまで以上に、総合的な視点から分析及び課題抽出することが可能となった。

また、複数の分析を駆使することにより、限られた審査体制及び品質管理体制のリソースの中で、改善によるユーザー満足度への影響等を勘案し、審査の質について、来年度優先的に取り組むべき重点課題を抽出することができた。

【商標】審査品質管理に関する評価項目（実績・現況等）

（評価項目Ⅲ. ⑪）

評価項目名	Ⅲ. 審査の質向上に関する取組の情報発信がなされているか
評価の目的及び観点	⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信 審査の質向上に関する取組について、適切な情報発信がなされているかを評価し、特許庁の品質に関する国内外の理解、プレゼンス向上が図られ、信頼感を得ていることを確認する。

実績又は現況	（国内への情報発信、協力関係） A) 会合における情報発信 ・審査品質管理小委員会における会合で、審査の質向上に関する様々な取組について説明を行った。また、当小委員会で使用した資料等を特許庁ホームページを通じて公表し、その活動とともに審査の質向上に関する取組についても情報発信した。 B) 意見交換会による情報発信及び協力体制 2015年度は、商標課及び各企業が出願した案件の審査を担当する審査室において、商標審査の品質向上及び業界の動向調査及びニーズの把握等のため、意見聴取や意見交換の促進を図った。新しいタイプの商標制度に関する専門家・業界団体等との意見交換、商標審査基準の全面的見直しに関する論点整理のための意見交換など、例年以上に意見交換の実施機会を増やした。また、意見交換会では、審査の質向上に関する取組について情報発信し、審査の質に関して具体的に意見交換すると共に、出願人・代理人等と問題意識を共有した。 業界団体等との意見交換実績 (2015年度実績) 51件 *内訳*業界団体:17団体、民間企業:7社、組合、商工会等:27団体 (2014年度実績) 19件 *内訳*業界団体:11団体、民間企業:8社
	（国外への情報発信、協力関係） C) 国際会合における情報発信 ・商標五庁(TM5)会合 2015年12月に、日米欧中韓の商標5庁(JPO,USPTO,OHIM,SAIC,KIPO)における情報交換や共同プロジェクトを行うための枠組みである第4回TM5会合を米国にて開催した。JPOからの提案で、本会合から新たに、商標審査に関する品質管理の取組をそれぞれの庁が情報共有するセッションを実施した。当該セッションは、クローズドセッション(非公表)で行われ、他庁が対外的に公表していない内部情報等について、より深い議論がなされた。 ・日台湾商標審査官交流 2011年12月に台湾智慧財産局(TIPO)より、日台双方の商標制度と審査実務の相互理解を増進し、双方の企業の商標権保護を強化すべく、商標審査官による相互訪問交流の実施が提案され、審査官交流の開始に合意。2015年10月に、日本と台湾の商標審査官が、互いの審査運用等について意見交換を行う日台湾商標審査官交流の第4回目を台湾にて開催した。本交流においては、品質管理システムや品質関連の取組について情報発信するとともに、TIPOの情報を聴取した。 ・日韓商標専門家会合 2001年より、商標審査に関する運用上の問題点やマドリッド協定議定書に関連する事項など、両庁が関心を有する幅広い分野について意見交換を実施。2015年度末に、日本と韓国の専門家間で、品質管理、審査マネジメント等について意見交換するために、第13回日韓商標専門家会合を韓国にて開催する。本会合において、JPOは自国の品質管理システムについて情報発信するとともに、韓国特許庁の情報を聴取した。 D) 外国庁への直接的な情報発信 外国庁職員(主に審査官や品質管理担当者)に対して、審査官派遣又は受入、新興国審査官向けの研修、品質管理担当者を含む実務者派遣又は受入等を利用して、JPOの品質管理システムを紹介した。主なものは以下の通りである。 ・審査官派遣又は受入 ●ベトナム国家知的財産庁(NOIP)の商標審査官招へい研修(2015年10月) ・商標の専門家(知財庁、法律事務所、大学職員等)の受入 ●JPO/IPR研修「商標専門実務者コース」(2015年7月) ●JPO/IPR研修「インドネシア商標コース」(2016年1月) ・新興国審査官向けの研修 ●インドネシア知財庁職員向けITシステム研修(2015年9月) ●WIPOジャパンファンド研修「審査(上級)コース」 (インド、ブラジル等から9名の審査官が参加)(2015年11月)

実績 又は 現況	E)ユーザーへの情報発信 ・米国知的財産権法協会(AIPLA: American Intellectual Property Law Association)との意見交換 - AIPLAとの間で、2015年4月に日本にて意見交換会を実施し、2015年10月には、米国で開催されたAIPLA年次会合プレミーティングに参加した。その際には、JPOの品質管理システムや最新の取組状況を含む商標審査に関する制度運用の課題や政策等に関する情報発信や意見交換を行った。 ・ベトナムにて、官民知財セミナーの実施(2016年1月)
	F)外国庁等との協力関係 ・商標五庁(TM5)における協力関係 - 上記C)に記載のとおり、日米欧中韓の商標五庁(TM5: JPO,USPTO,OHIM,SAIC,KIPO)間において、互いの品質管理システムに関して情報及び意見を交換する等、継続的な協力関係を構築している。なおTM5会合としては、2012年に第1回会合を開催しているが、USPTO及びOHIMとは、2004年から商標三極として会合を開催しており、長年の協力関係を構築している。
	・台湾との協力関係 - 上記C)も記載のとおり、TIPOとの間においては、互いの審査運用等について審査官レベルで意見交換を行い、相互理解を増進すべく、審査官レベルでの交流を2012年から継続して実施している。交流においては、第1回の時点から、テーマの一つとして互いの品質管理に関するシステムや取組等を掲げており、積極的な意見交換や情報交換を実施しており、協力関係を構築している。
	・韓国との協力関係 - 上記C)に記載のとおり、KIPOとの間においては、互いの商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、専門家同士が情報共有・意見交換を行う会合を、2001年から継続して実施している。互いの品質管理の施策や取組等についても情報交換を行っている。
	・AIPLAとの協力関係 - 上記E)に記載のとおり、AIPLAとの間においては、商標審査に関する制度運用の課題や政策等について、情報共有・意見交換を行う会合を、2010年から継続して実施している。また、2015年4月の意見交換会において、先方から10月に米国にて開催される年次会合への参加の示唆があり、実際に本年10月の年次会合プレミーティングに参加して、商標審査の質をはじめとした商標審査全般についての議論を行うなど、協力関係を構築している。 C)～E)においては、我が国特許庁の審査の質に関する取組について積極的に情報発信を行うとともに、海外の特許庁における審査の質に関する取組の情報を収集することができた。さらに、会合後、複数の国から、日本の品質管理の取組について、問合せがあり、我が国の取組に関するアピールの成果を実感することができたとともに、更なる資料提供や情報提供を行うことで、海外の特許庁との協力関係をより一層強化することができた。